

- ギャンブル等依存症対策について
- 防犯カメラの設置について

その他の質問  
・ 農業政策について



吉田将克 議員



**議** ギャンブル等依存症について、どのような相談体制をとり、啓発週間にはどのような活動を行っているのか伺う。

**理** ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等へのめり込むことにより日常生活や社会生活に支障が生じている状態を指し、WHOの国際疾病分類で正式に病気として認められ、アルコール依存症等と同じ疾病分類のギャンブル障害として位置づけられている。

市の相談体制の現状は、アルコール依存症や薬物依存症と同様、勝山市障害者生活支援センターにおいて、本人やその家族の電話、面談による相談を受け対応している。福祉課、健康体育課、市社協、民生委員等への相談の中で、ギャンブル等依存症が疑われる場合、精神障害として障害者生活支援センターが関わり、依存回復支援プログラムを行っている施設、障害者の居場所を提供している施設、当事者の自助グループ等の情報提供や同行支援を行っている。また啓発週間には、啓発ポスターや相談窓口が記載されている精神保健福祉マップの掲示、依存症セミナー等の案内チラシも設置している。

今後、市ホームページや広報紙で相談窓口を掲載したり、ギャンブル等依存症問題等啓発週間のPRをしたりする中で、ギャンブル等依存症について正しい知識や対処方法、相談窓口の周知等、普及啓発を図っていく。

**議** 防犯カメラの設置台数がプライバシーの保護を要因として増加しないと考えられるが、勝山市の防犯対策にむけ、今後どのように取り組むべきか伺う。

**理** 市では毎年、全区長を対象に防犯カメラ等に係る補助金の周知や希望調査を行っている。今後は、それらの説明に加え、さらに防犯の意識を高めるとともに、犯罪抑止のための防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図るための啓発普及や支援を行い、地域での防犯カメラ設置を推進していきたい。

市民の安全安心な生活環境を守り、勝山市全体の防犯力の向上を図るため、福井県や警察、防犯隊等と連携しながら防犯対策に努めてまいりたい。

- 困難な問題を抱える女性への支援充実について
- 子どもにやさしいまちづくり事業の推進について

その他の質問  
・ 気象防災アドバイザーの活用について



新風会・公明 安岡孝一 議員



**議** 生活困窮や性被害、DV等に苦しむ女性を包括的に支えるための「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が本年4月1日に施行された。今の物価高や先行きが見えない中で社会のしわ寄せを最も受けているのは若者達であり、特に若年女性ではないか。「困難女性支援法」により年齢や障害の有無、国籍等を問わず、あらゆる困難に直面する女性に対して、「誰一人取り残さない」との思いで、包括的かつ継続的な支援を行って頂きたいが、市の所見を伺う。

**理** DV相談の事例では、子どもを巻き込んだ面前DV等児童虐待が疑われるケースもあるため、児童相談所等、関係機関と連携しながら経済的自立や心身の回復を図れるよう包括的に相談、支援を行っていく。生活困窮や相談に繋がりにくい若年女性等の問題については、相談窓口の周知に努めるとともに、県や各関係機関と連携し、相談者に寄り添い、継続した支援を行っていく。

**議** 1994年に日本も批准している「子どもの権利条約」では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを子ども達が持つ基本的な柱としている。子どもが一人の人間として扱われ、社会と関わることなしに、安全で安心な持続可能な地域の未来はない。そこで当市においても「子どもにやさしいまちづくりの宣言」の制定の検討を行い、地域ぐるみで子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に推進すべきと考えるが、市の見解を伺う。

**理** 令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、国では、こどもまんなか社会の実現を掲げたこどもまんなか宣言を実施した。こうした動きに合わせ市では、本年4月にこどもまんなか応援サポーター宣言を行った。また令和6年度に第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に併せ「こども計画」を策定し、この計画の中で子どもや若者の社会参画や意見を反映していく。全ての子ども達が安全安心して笑顔で暮らせるよう地域や学校で子どもの権利の普及・啓発を図っていく。